

带状疱疹と予防接種

1. 带状疱疹とは

水痘带状疱疹ウイルスに初感染（いわゆる『水ぼうそう』）後、生涯にわたって潜伏感染しているウイルスが、加齢、疲労、免疫抑制状態などの免疫力低下によって再活性化して起こります。

主な症状として、ウイルスが感染した神経が支配する領域において皮膚の痛みや水疱がみられます。また合併症として、皮膚の水疱が治癒した後に痛みが残り、数ヶ月から数年持続する「带状疱疹後神経痛」等があります。

2. 带状疱疹ワクチンの種類

現在日本では、带状疱疹の予防を目的として、組換えワクチン「シングリックス」と生ワクチン「ビケン」の2種類のワクチンが薬事承認され、定期接種に用いるワクチンに位置づけられています。組換えワクチン「シングリックス」は一定の間隔を置いて2回筋肉内に接種し、生ワクチン「ビケン」は1回のみ皮下に注射します。なお、免疫不全の人や免疫抑制治療を受けている人は、生ワクチン「ビケン」を接種することはできません。

3. 带状疱疹ワクチンの有効性

带状疱疹予防接種による発症予防効果について、組換えワクチン「シングリックス」を2回接種した1年後は97.7%、10年後は73.2%であり、生ワクチン「ビケン」を接種した1年後は67.5%、8年後は31.8%であったと報告されています（第65回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会資料より）。

4. 带状疱疹ワクチンの副反応

接種するワクチンの種類によって症状や発現割合が異なりますが、主な副反応として、注射部位の痛み、赤み、熱感、かゆみなどがみられることがあります。また組換えワクチンでは、胃腸症状や頭痛、筋肉痛、疲労、悪寒、発熱などがみられることがあります。

5. 定期接種の対象となる人

定期接種の対象は以下のとおりです。

- ・この年度中に65歳となる人
- ・この年度中に70、75、80、85、90、95、100歳となる人（令和7年度に限り、100歳以上の人も対象となります。）
- ・60～64歳の人であって、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人

しかし、接種を受けることの法律上の義務はなく、本人が接種を希望する場合に限り接種を行います。接種を希望しない人に、原則として予防接種をすることはありません。

6. 予防接種を受ける前に

带状疱疹予防接種について、気にかかることや分からないことがあれば、予防接種を受ける前に担当の医師や看護師に質問しましょう。十分に納得できない場合は、接種を受けないでください。

予診票は接種する医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報です。接種を受ける方が責任を持って、正しい情報を接種医に伝えてください。

(1) 予防接種を受けることができない人

- ① 明らかに発熱のある人
通常は、体温が37.5℃以上を指します。
- ② 重篤な急性疾患にかかっている人
急性の病気で薬を飲む必要のあるような人は、その後の病気の変化が分からなくなる可能性もあるので、その日は見合わせるのが原則です。
- ③ このワクチンの成分でアナフィラキシーを起こしたことがある人
「アナフィラキシー」とは通常接種後約30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。発汗、顔が急にはれる、全身にひどいじんましんが出る、はきけ、おう吐、声が出にくい、息苦しいなどの症状に続き、血圧が下がっていく激しい全身反応です。
- ④ (生ワクチン) 免疫不全の人や免疫抑制治療を受けている人
- ⑤ その他、医師が不適當な状態と判断した人

(2) 予防接種を受けるに際し、担当医師とよく相談しなくてはならない人

- ① 今までに免疫不全の診断をされている人もしくは近親者に先天性免疫不全者の人がいる人
免疫不全の人や免疫抑制治療を受けている人は生ワクチン「ビケン」を接種することができません。
- ② 心臓病、腎臓病、肝臓病や血液、その他慢性の病気で治療を受けている人
- ③ 以前に予防接種を受けたとき、2日以内に発熱、発疹、じんましんなどアレルギーによる異常がみられた人
- ④ 今までにけいれんを起こしたことがある人
- ⑤ このワクチンの成分によって、アレルギーを起こすおそれのある人
- ⑥ (組換えワクチン) 血小板減少症や凝固障害を有する人、抗凝固療法を受けている人
- ⑦ (生ワクチン) 3ヶ月以内に輸血やガンマグロブリンの注射を受けた人、6ヶ月以内に大量ガンマグロブリン療法を受けた人

(3) 予防接種を受けた後の一般的注意事項

- ① 予防接種を受けた後30分間は、急な副反応が起こることがあります。医師(医療機関)とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。
- ② 入浴は差し支えないですが、注射した部位を強くこすことはやめましょう。
- ③ 接種当日はいつもの生活をしてかまいませんが、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。

7. 予防接種健康被害救済制度

法律に基づく予防接種により疾病、障害、死亡等の健康被害を生じた場合には、被害者に対して予防接種健康被害救済制度によって、医療費の支給、障害年金の支給等を行うこととなります。

なお、救済制度の対象となる健康被害は、厚生労働大臣が予防接種との因果関係を認定したものに限りまます。

8. その他

予防接種を受けた後、副反応や気にかかる症状があれば、すみやかに医師(医療機関)の診察を受けてください。その他、分からないときは下記へお問い合わせください。

問い合わせ先 堺市保健所感染症対策課 予防接種係

TEL 072-222-9933

FAX 072-222-9876